

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式
会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款
の変更の認可(債権保全措置に係る規定の変更)に
ついて

(諮問第3017号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	6
3	申請概要	7
4	審査結果	9

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成22年2月22日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成21年11月17日付け諮問第3017号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びこれに対する考え方
(債権保全措置に係る規定の変更)

意見	再意見	考え方
意見1 担保を求められる可能性があるのかどうかについて、事業者側で事前に知ることができることが重要である。判定基準からNTT東西の定める事項を排除し、もしくは、NTT東西の定める事項が判定基準に入る場合には、できるだけ客観性が高く単純明快な基準を使うこと等が望ましい。	再意見1	考え方1
<p>○ 債務の履行の担保を求める要件の見直し（第77条の3第1項）について</p> <p>事業者にとっては担保を求められる可能性があるのかどうかを、事業者側で事前に知ることができること、すなわち予見性の有無が重要です。</p> <p>このためには、あらかじめ基準が明らかになっていて、かつNTT東西が基準に基づいて処理をしているかどうかを客観的に判定できる必要があると考えます。</p> <p>また、NTT東西においても、基準が単純・客観的かつ明確である方が、処理に要する負担が軽減されると考えます。</p> <p>今回の変更案では、NTT東西の定める事項が増加するので、担保を求められる可能性について事業者側で予見することがより一層困難になると思います。</p> <p>むしろ、判定基準からNTT東西の定める事項を排除し、より客観的かつ機械的な判定を可能にする方が望ましいと考えます。</p>	<p>○ 当社は、ガイドライン(*1)等の改正の趣旨をふまえ、預託金預け入れの要否の判断に当たっては、信用評価機関の評点（客観的な指標）によるだけではなく、接続事業者様の個別事情も勘案することとしたものです。</p> <p>当社は、これまで、債権保全対象接続事業者様に預託金預け入れをお願いする際には、債権保全制度の趣旨や内容等について十分な説明を行った上で、当該事業者様のご事情をお聞きし、柔軟な対応に努めてきており、今後とも適正な対応に努めていく所存です。</p> <p>(*1)電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン（平成18年12月制定、平成21年10月改正） (NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、債権保全ガイドライン(*1)の趣旨を十分に踏まえた上で、接続約款の債権保全</p>	<p>○ 今回の変更案は、信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT東西が別に定める基準に該当する場合であっても、支払いを怠るおそれがないことを示す資料が提出され、その旨をNTT東西が確認できるときは、債務の履行の担保を要しないとするものであり、債権保全措置を必要最小限とする観点から、適当である。</p> <p>なお、NTT東西が別に定める事項については、透明性・予見可能性を確保する観点から、引き続き接続事業者に対して開示していくとともに、可能な限り明確化することが適当である。</p>

<p>もしくは、NTT東西の定める事項が判定基準に入る場合には、できるだけ客観性の高く単純明快な基準を使うことや、判定処理について担当者の恣意性や判定のゆらぎが発生しないような制度とすることが望ましいと考えます。 (ナインレイヤーズ)</p>	<p>措置に関わる規定を整備し、そのルールの公平性・透明性を図るとともに、債権保全対象事業者の事情をも考慮しつつ、その適正な運用に努めてきたところです。</p> <p>今回の第77条の3第1項等の規定追加については、改正債権保全ガイドライン及び検証結果(*2)において示されている「客観的な指標のみに基づいて判断することを求めるものではない」あるいは「接続事業者の個別事情を勘案する余地を認めるべき」といった考え方にに基づき措置したところであります。</p> <p>「今回の変更案では、NTT東西の定める事項が増加するので、担保を求められる可能性について事業者側で予見することがより一層困難になる」とのご指摘ですが、当社が別に定める事項については、従来から当社ホームページに情報を開示しており、今回の変更案で新たに追加するものについても、今までと同様に当社ホームページに情報を開示する予定です。</p> <p>当社としては、今後とも可能な限り接続事業者様の予見性を確保するよう努めるなど、引き続きその適正な運用に努めていく所存です。</p> <p>(*1)電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン (平成18年12月制定、平成21年10月改正) (*2)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が実施する事業者間接続に関する債権保全措置の検証結果(平成21年10月公表) (NTT西日本)</p>	
---	--	--

	<p>○ 前回のパブリックコメントでは担保の準備の予見について意見が出されていますが、一般のエンドユーザーは担保も準備できない企業であるのか否かの情報も得られることなくサービスの提供を受けるための契約を行います。</p> <p>最近では資金不足等を理由に突然代替サービスへ移行する猶予もなく撤退される企業も増えています。</p> <p>予見するまでもなく一定の担保は準備する事が不可能な事業者サービス提供の継続性は疑わしいのではないのでしょうか？</p> <p>このような泡沫事業者ばかりに接続にかかるリスクを電気通信事業者に負担させる事は、結果としてエンドユーザに相応の負担を求められる事となり、一見すると自由参入に障壁となっているように見受けられるも結果として健全な業界発展に寄与するものであると考えても不思議ではありません。</p> <p>以上の事から、もう少し第一種指定電気通信設備保有事業者に一定のリスク回避が行えるよう、最大必要担保額が明確に計算できるよう措置することで、ほぼ原案を支持したいと考えます。以上。</p> <p>(個人)</p>	
<p>意見2 預託金が3ヶ月分に軽減されても、月の途中で支払期限が来るため、事業者によってはむしろ資金繰りが難しくなることが予想される。事業者側がどちらかを選択できるようにするのが良い。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>

<p>○ 預託金等の軽減（第77条の3第8項）について</p> <p>一般の営利企業においては、月末に決済が行われるのがほとんどと思います。</p> <p>この場合、負担額が3ヶ月に軽減されても、月の途中で支払期限が来るため、事業者によってはむしろ資金繰りが難しくなることが予想されます。</p> <p>よって、事業者側がどちらかを選択できるようにするのが良いと考えます。</p> <p>変更案を拝見した限りでは、事業者が選択できるように読めましたが、念のためコメントいたしました。</p> <p>(ナインレイヤーズ)</p>	<p>○ 第77条の3第8項は、預託金等の水準を4か月分とするか3か月分とするかを債権保全対象接続事業者様が選択できる旨の規定です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 第77条の3第8項に係る運用については、ご認識の通り、4か月分とするか3か月分とするかを接続事業者様が選択できることとなります。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 今回の変更案は、御意見のとおり、預託金等の軽減措置の適用について、接続事業者の選択を可能とするものである。</p>
---	--	--

平成22年2月22日

総務大臣
原口一博殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答申書(案)

平成21年11月17日付け諮問第3017号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成21年11月10日 (火)

3. 実施予定日

認可後速やかに実施

4. 概要

接続申込者が接続に関して負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合の債権保全措置について、債務の履行の担保を求める要件の見直し、預託金等の軽減を行うための規定整備その他所要の整備を行うため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

II 主な変更内容

(1) 債務の履行の担保を求める要件の見直し（第77条の3第1項）

信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして N T T 東西が別に定める基準に該当する場合であっても、接続申込者が支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨を N T T 東西が確認できる場合には、債務の履行の担保を要しないものとする。

(2) 預託金等の軽減（第77条の3第8項）

①接続申込者の負担額を N T T 東西が新たに定める期日までに支払うこと、②負担額を支払った旨をその支払い後直ちに N T T 東西に通知すること、③負担額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があるとすることにより、協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、接続申込者が書面により同意する場合には、預託金等の額を月ごとに想定される負担額の4ヶ月分から3ヶ月分に軽減する。

(3) 預託金等の負担軽減に伴う協定の解除に関する特則（第77条の3第9項）

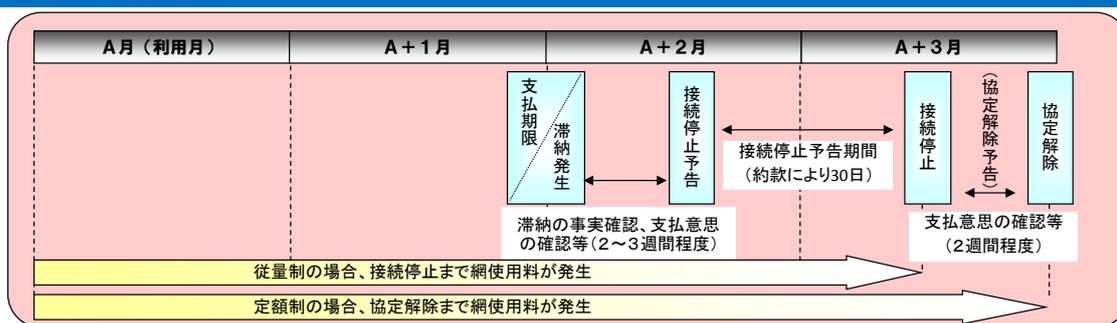
上記(2)の場合には、N T T 東西は、接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行うこととする。

(4) 工事費、手続費等に係る債務の履行を担保する手段の追加（第77条の3第3項）

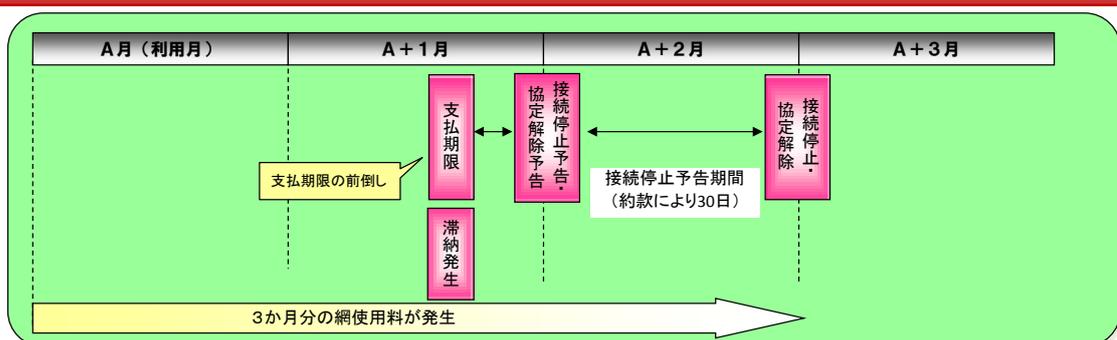
工事費及び手続費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額について、前払いによるほか、預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを可能とする。

【参考】協定の解除を行うまでに要する期間の短縮について

■現在の状況(利用月の翌月末払いの場合)



■協定の解除を行うまでに要する期間を1カ月短縮した場合



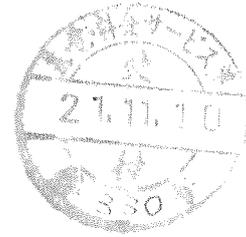
審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	—	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	適	接続申込者が債務の履行の担保を要する場合における接続申込者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	適	接続申込者が接続の開始に当たって債務の履行の担保を要する場合の手続等に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)キ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)ク)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)ケ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)コ)	適	債務の履行の担保を要することとなる場合の要件等、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)カ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	—	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

接続約款変更認可申請書



東相制第09-88号
平成21年11月10日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とぎょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(債務の履行の担保) 第77条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手續費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(債務の履行の担保) 第77条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき(ただし、その接続申込者が、<u>支払いを怠るおそれがないことを示す資料(当社が別に定めるものとします。)を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。</u>)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手續費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払い、<u>預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保すること</u>を要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>

8 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額を当社が請求したときから協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、書面により同意するときは、第2項第1号の規定中「4ヶ月分」とあるのを「3ヶ月分」と読み替え、読み替え後の同項の規定を適用します。この場合において、接続申込者は、次の各号に掲げる事項について書面により同意することを要します。

(1) 接続に関し負担すべき金額を、当社が新たに定める期日(従前の支払期日以前の日を指定するものとします。)までに支払うこと

(2) 接続に関し負担すべき金額を支払った旨を、その支払い後直ちに当社に通知すること

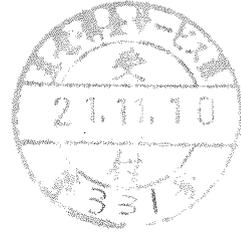
(3) 接続に関し負担すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があること

9 前項の場合に、当社は、第45条第1項の規定にかかわらず、接続の停止と併せて協定の解除を行うことがあります。この場合に、当社は接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行います。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

接続約款変更認可申請書



西相制第 83 号
平成 21 年 11 月 10 日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(債務の履行の担保) 第75条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手續費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払いを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(債務の履行の担保) 第75条の3 (略) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき(ただし、その接続申込者が、<u>支払いを怠るおそれがないことを示す資料(当社が別に定めるものとします。)を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。</u>)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手續費の額並びに建設請負契約等に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。)について、前払い、<u>預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保すること</u>を要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4～7 (略)</p>

8 接続申込者が、接続に関し負担すべき金額を当社が請求したときから協定の解除を行うまでに要する期間を1ヶ月短縮することについて、書面により同意するときは、第2項第1号の規定中「4ヶ月分」とあるのを「3ヶ月分」と読み替え、読み替え後の同項の規定を適用します。この場合において、接続申込者は、次の各号に掲げる事項について書面により同意することを要します。

(1) 接続に関し負担すべき金額を、当社が新たに定める期日(従前の支払期日以前の日を指定するものとします。)までに支払うこと

(2) 接続に関し負担すべき金額を支払った旨を、その支払い後直ちに当社に通知すること

(3) 接続に関し負担すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、接続の停止と併せて協定が解除される場合があること

9 前項の場合に、当社は、第45条第1項の規定にかかわらず、接続の停止と併せて協定の解除を行うことがあります。この場合に、当社は接続の停止に係る通知と同時に協定の解除に係る予告を行います。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。